いちき串木野市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	いちき串木野市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	9-1 ： 子どもの医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	いちき串木野市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	8	
③利用特定個人情報提供省令第２条の表の項	13	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第１第1項 いちき串木野市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第１条	いちき串木野市子ども医療費助成条例（平成17年10月11日条例第67号）第１条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条全て（児童）は、（児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。）	第１条 この条例は、（子ども）の（疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって子どもの健康の保持増進を図るために行う子どもに係る医療費の助成について、必要な事項を定めるものとする。）
⑦独自利用事務の関連規範		いちき串木野市子ども医療費助成条例（平成17年10月11日条例第67号） いちき串木野市子ども医療費助成施行規則（平成17年10月11日規則第71号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	いちき串木野市子ども医療費助成条例 第5条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	いちき串木野市子ども医療費助成条例第５条第１項の規定による受給資格者の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ﾛ	いちき串木野市子ども医療費助成条例 第２条第２項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ﾆ	いちき串木野市子ども医療費助成条例 第２条第２項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ﾎ	いちき串木野市子ども医療費助成条例 第２条第２項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ｲ1	いちき串木野市子ども医療費助成施行規則第2条 第3号

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ｲ2	いちき串木野市子ども医療費助成施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ｲ3	いちき串木野市子ども医療費助成施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ｲ5	いちき串木野市子ども医療費助成施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号	いちき串木野市子ども医療費助成条例 第5条第2項

②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	いちき串木野市子ども医療費助成条例第５条第2項の規定による登録事項の変更の申請に係る事実についての変更の認定に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号ﾛ	いちき串木野市子ども医療費助成条例 第２条第２項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号ﾆ	いちき串木野市子ども医療費助成条例 第２条第２項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号ﾎ	いちき串木野市子ども医療費助成条例 第２条第２項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号ｲ1	いちき串木野市子ども医療費助成施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報5		

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号ｲ2	いちき串木野市子ども医療費助成施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号ｲ3	いちき串木野市子ども医療費助成施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号ｲ5	いちき串木野市子ども医療費助成施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号	いちき串木野市子ども医療費助成条例 第7条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務	いちき串木野市子ども医療費助成条例第7条の規定による助成金の支給の調整に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号1	いちき串木野市子ども医療費助成施行規則第６条、様式第６号

②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号2	いちき串木野市子ども医療費助成施行規則第６条、様式第６号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号3	いちき串木野市子ども医療費助成施行規則第６条、様式第６号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号4	いちき串木野市子ども医療費助成施行規則第６条、様式第６号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
利用特定個人情報5		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号5	いちき串木野市子ども医療費助成施行規則第６条、様式第６号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者

③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号6	いちき串木野市子ども医療費助成施行規則第６条、様式第６号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	

届出情報

独自利用事務の対象者	小児、高校生相当の児童
番号法第９条第２項の条例に規定した日	2016年09月28日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	30
保護評価書の名称	いちき串木野市 子ども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E3%81%84%E3%81%A1%E3%81%8D%E4%B8%B2%E6%9C%A8%E9%87%8E%E5%B8%82&ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AE%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=7&opn_date_from_day=7&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=7&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.